

四日市市告示第 427 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和元年 6月 19日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	東坂部37号線	東坂部町字森ノ東182-18	3.45~3.7	153.9	区域を変更する 幅員を変更する  No.1
		東坂部町字東菖蒲谷376-4	2.0~3.6	420.0	
		東坂部町字森ノ東182-18 東坂部町字東菖蒲谷376-4	2.0~3.7	420.0	